明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○言語聴覚士法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一一一）　一
○畜産経営の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（**農林水産**五八）　二
○生産緑地法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**六七）　二

〔告　示〕
○職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号の規定に基づく指定を受けた講習の実施機関の所在地及び時間を変更した件（**厚生労働**三一九）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**一九八一～一九八九）　三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**同**一九九〇）　四
○登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する件（**特許庁**七）　四
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**国土交通**一〇八〇）　六
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件（**同**一〇八一）　六
○国民保養温泉地弥彦・岩室温泉の地域を縮小するとともに、その名称を岩室温泉に変更する件（**環境**七六）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**中国地方整備局**八二）　七

〔人事異動〕
内閣　内閣法制局　内閣府　法務省　八
財務省　農林水産省　八

〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（鳥取労働局最低賃金公示一、高知同二、宮崎同一）　八

〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
会社その他
会社その他　三

省令

○厚生労働省令第百十一号

言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第四十二条第一項の規定に基づき、言語聴覚士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月五日

厚生労働大臣　加藤　勝信

言語聴覚士法施行規則の一部を改正する省令

言語聴覚士法施行規則（平成十年厚生省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第四十二条第一項の厚生労働省令で定める行為）	（法第四十二条第一項の厚生労働省令で定める行為）
第二十二条　法第四十二条第一項の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。	**第二十二条**　法第四十二条第一項の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　眼振電図検査（冷水若しくは温水、電気又は圧迫による刺激を加えて行うものを除く。）	（新設）
四　重心動揺計検査	（新設）
五～八　（略）	三～六　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十八号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七十九条第四項の規定に基づき、畜産経営の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月五日

農林水産大臣　齋藤　健

畜産経営の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

畜産経営の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年農林水産省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（農業保険法施行規則の一部改正）	（農業保険法施行規則の一部改正）
第四条　農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。	**第四条**　農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。
第百八十六条第二号イを次のように改める。	
イ　肉用牛（畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三条第一項第一号に規定する	